

全日 U-12サッカーリーグ(in 沖縄県)

2018 那覇地区／那覇市少年サッカー教育リーグ 規約

第一章 総則

第1条

本会は、全日 U-12サッカーリーグ(in 沖縄県) 2018那覇地区／那覇市少年サッカー教育リーグ(以下、リーグ)と称する

第2条

このリーグは、那覇市サッカー協会少年部の統括を受ける

第3条

このリーグは、那覇市サッカー協会少年部の事業に包括させる

第4条

このリーグの事務局は、那覇市サッカー協会(評議委員会)におく

第二章 目的

第5条

このリーグは、那覇市サッカー協会少年部に所属しているチームや選手の公式戦を増やすことで選手の出場機会を増やし技術の向上と発展及び指導者間の交流と親睦、連携さらには青少年の健全育成を図ることを目的に開催するものである

第三章 事業

第6条

第5条の目的を達成するために、つぎの事業を行う

1. リーグ戦の実施
2. その他、競技力の向上のための事業

第四章 組織

第7条

このリーグは、(一社)沖縄県サッカー協会(第4種)の加盟団体及び那覇市サッカー協会少年部に所属するチームで組織する

第8条

このリーグの参加チームは、適宜のグループにわかち形成する

第五章 役員

第9条

このリーグに次の役員を置く

1. 大会長(那覇市サッカー協会会長)
2. 大会副会長(那覇市サッカー協会副会長)
3. 大会委員長(那覇市サッカー協会理事長)

4. 大会委員(若干名)那覇市サッカー協会常任理事及び理事)
5. 競技委員長(那覇市サッカー協会リーグ委員長)(小禄ブロック)
6. 競技副委員長(那覇市サッカー協会少年副部長)
7. 事務局長(那覇市サッカー協会リーグ副委員長)(真和志ブロック)
8. 会計委員長(那覇市サッカー協会リーグ会計長)
9. 競技委員・会場担当(那覇市サッカー協会リーグ副委員長)(首里ブロック)
10. 審判委員長(各ブロック1名)
11. 運営委員(各チーム1名)

第六章 会議

第10条

このリーグに、大会委員会・競技運営委員会をおく

※大会委員会は、第五章第9条の役員 5～11 とする

※競技運営委員会は、第五章第9条の役員 5～11 とする

第11条

競技運営委員会は、つぎの事項を審議し、決定する

1. 事業計画の作成
2. 賞罰の裁定
3. 本規約運営の事項の改廃
4. 決算及び予算案作成
5. その他、運営に関する重要な事項

なお、決定にあたっては大会委員会の助言を受けるものとする

6. 競技運営委員会は、担当競技運営委員によって構成する
7. 競技運営委員会は、委員の過半数の出席により成立する
8. 決議は、出席競技運営委員の過半数をもって成立する
9. 競技運営委員会は、事業計画・決算及び予算・その他運営に関する事項を審議する

第七章 会計

第12条

リーグの会計は、本リーグの事業遂行のために、必要な経費を次により支弁する

1. 参加チームよりの参加料
2. (公財)日本サッカー協会からのリーグ支援金
3. その他

2014年4月01日制定

2015年3月26日改定

2016年4月11日改定

2017年4月17日改定

2018年4月16日改定